

## 課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会\*報告書（抄）

## 3．課徴金の見直しに当たっての基本的考え方

## (1) 課徴金の法的位置付け

課徴金制度は、社会的公正を確保すると同時に、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保することを目的とするものである。課徴金制度がこのような両面の性格を有することは、ほぼ異論のないところである。

…我が国においては、違反行為に対する抑止効果を検討する場合、課徴金と刑事罰のそれぞれの制度の実効性を考慮しつつ、両者を併せて包括的に考えるべきであり、同時に、**課徴金と刑事罰がいわゆる二重処罰という問題を生じないようにする必要がある**。この点については、課徴金を課す場合には、刑事罰を科さないこととするという方法も考えられるが、**独占禁止法違反行為、特にカルテルの国民生活、国民経済に対する侵害の重大性からみて、行為者・事業者の刑事責任を追及することの社会的必要性は十分認められるところである**。また、**違反行為に対する抑止効果という面から見ても、両者はそれぞれ趣旨、目的、手続等を異にしており、いわば役割分担をしている**。従って、課徴金と刑事罰が併存する現行の枠組みは維持すべきであると考えられる。

## (2) 課徴金の水準についての基本的考え方

…**課徴金の水準**を考えるに当たっては、課徴金制度が社会的公正の確保と抑止力の確保の両面の性格を有するものであることに踏まえ、かつ、刑事罰・損害賠償制度との関係にも留意しつつ、本制度の性格にかんがみ合理的な範囲内で設定される必要がある。その場合、その水準は**必ずしもカルテルによる個別具体的な経済利得と厳密に照応するものである必要はなく、カルテル禁止規定の実効性を確保するために十全な抑止効果が期待できるものとして設定されることが妥当**であろう。

## 4．見直しの具体的内容

## (2) 裁量

課徴金を課すか否か、又は課徴金の具体的な額についての決定に当たっては、違反行為の悪質性の強弱、行為者の支払能力等を勘案した行政上の裁量判断に委ねるという考え方があり得る。しかし、**公正かつ自由な競争秩序を維持するための行政上の措置としての課徴金制度の性質上、その要件は客観的な基準によるべきであり、主観的な事情は考慮されるべきではなく、また、カルテルによる経済的利得の徴収という趣旨からみても、悪質性の強弱というような基準で課徴金の額を斟酌する必要性は乏しいとみられる**。また、赤字企業等支払能力に問題があり、強制徴収することが社会的に酷と考えられるような場合には、徴収を猶予することにより配慮する余地がある。さらに、裁量を認める場合には行政制度として透明性を欠くおそれがあること、また、運用が複雑となることにより措置の迅速性といったメリットが損なわれることなどからみて、懇談会としては、裁量性を導入することに、積極的な理由を見いだし難いとする。

\*平成2年、内閣官房長官の下、総理府において開催された懇談会。